

○内閣府令第五十二号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第三百十九号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第十八条第五項、第六項及び第八項（これらの規定を同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十一条の二並びに第四十二条第一項並びに放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十七条（同令第十九条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十六年総理府令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(届出を要する放射性同位元素等)

第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号。以下この条において「令」という。)第十七条の内閣府令で定める放射性同位元素又は放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)は、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号。以下次項において「規則」という。)[第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等とする。]

2|| 令第十九条の三の規定により読み替えて適用する令第十七条の内閣府令で定める特定放射性同位元素は、規則第十八条の三第一項第二号又は第三号に規定する放射性同位元素等に該当する特定放射性同位元素(同項第二号に規定する放射性同位元素等に該当するものにあつては、規則第二十四条の二の八第一項の表第一号の上欄に掲げるものに限る。)とする。

(届出の手続)

第二条 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。)[第十八条第五項(法第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)]の規定による放射性同位元素等の運搬の届出をしようとする者は、別記様式第一の届出書二通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会(以

改正前

(届出を要する放射性同位元素等)

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号。以下この条において「令」という。)[第十七条において準用する令第十六条の内閣府令で定める放射性同位元素又は放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)[第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等とする。]

「項を加える。」

(届出の手続)

第二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。)[第十八条第五項の規定による放射性同位元素等の運搬の届出をしようとする者は、別記様式第一の届出書二通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)]に提出しなければなら

下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

〔2〕4 略〕

(指示)

第三条 〔略〕

2 法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する法第十八条第六項の内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、特定放射性同位元素を防護するために必要な事項とする。

3 法第十八条第六項(法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による指示は、前条第一項の届出を受理した公安委員会が別記様式第二の指示書を当該届出をした者に交付して行うものとする。

(運搬に関する検査)

第四条 法第十八条第八項(法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により警察官が検査を行うときは、道路における安全と円滑に支障を及ぼすおそれのない場所を選び、かつ、当該放射性同位元素等の保安の確保(当該放射性同位元素等に特定放射性同位元素を含むときは、保安及び当該特定放射性同位元素の防護の確保)について細心の注意を払わなければならない。

(公安委員会への報告)

第五条 法第三十一条の二の内閣府令で定める事象は、次に掲げるもの(法第十八条第一項(法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬において生じたものに限る。)とする。

〔一・二 略〕

ない。

〔2〕4 同上〕

(指示)

第三条 〔同上〕

〔項を加える。〕

2 法第十八条第六項の規定による指示は、前条第一項の届出を受理した公安委員会が別記様式第二の指示書を当該届出をした者に交付して行うものとする。

(運搬に関する検査)

第四条 法第十八条第八項の規定により警察官が検査を行うときは、道路における安全と円滑に支障を及ぼすおそれのない場所を選び、かつ、当該放射性同位元素等の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。

(公安委員会への報告)

第五条 法第三十一条の二の内閣府令で定める事象は、次に掲げるもの(法第十八条第一項の工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬において生じたものに限る。)とする。

〔一・二 同上〕

三 特定放射性同位元素の運搬が妨害されること。

四 〔略〕

五 〔略〕

2 〔略〕

3 法第三十一条の二の許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者であつて法第十八条第五項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしたものは、第一項に規定する事象が生じたときは、その旨を直ちに当該届出を受理した公安委員会に報告し、かつ、当該事象が生じた日から十日以内に、前項に規定する事項を記載した報告書を当該公安委員会に提出しなければならない。

（報告徴収）

第六条 法第四十二条第一項の規定により公安委員会が法第十八条第五項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

に規定する届出をした許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を含む。）又はこれらの者から運搬を委託された者に対し報告をさせることができる事項は、工場又は事業所の外における運搬の状況及び当該運搬に関し人の障害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況とする。

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

四 〔同上〕

2 〔同上〕

3 法第三十一条の二の許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者であつて法第十八条第五項の規定による届出をしたものは、第一項に規定する事象が生じたときは、その旨を直ちに当該届出を受理した公安委員会に報告し、かつ、当該事象が生じた日から十日以内に、前項に規定する事項を記載した報告書を当該公安委員会に提出しなければならない。

（報告徴収）

第六条 法第四十二条第一項の規定により公安委員会が法第十八条第五項に規定する届出をした許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業

者若しくは許可廃棄業者（法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者、届出版売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を含む。）又はこれらの者から運搬を委託された者に対し報告をさせることができる事項は、工場又は事業所の外における運搬の状況及び当該運搬に関し人の障害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況とする。

種 載 方 法(注5)	
確 認 等 の 有 無(注6)	原子力規制委員会
	国土交通大臣
携行資器材の名称及び個数	
運 搬 要 領(注7)	
警 察 機 関 へ の 連 絡 要 領	
応 急 措 置 要 領	
そ の 他(注8)	

- 注 1 許可届出使用者、届出版売業者、届出貨業者若しくは許可廃業者（これらの者とみなされる者を含む。以下同じ。）又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。
- 2 工場又は事業者の名称も併記すること。
- 3 届出者が許可届出使用者、届出版売業者、届出貨業者又は許可廃業者であり、かつ、自ら運搬する場合は、記載しないこと。
- 4 路線名、主要な経由地点、通過予定時刻及び車両、船舶、鉄道等の運搬手段の別を記載すること。
- 5 輸送物の種載方法の概要を記載し、種載時の車両の外観図を添付すること。
- 6 法第18条第2項（法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通大臣若しくは登録運搬方法確認機関又は原子力規制委員会若しくは登録運搬物確認機関の確認の有無、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第18条の5第7号ただし書又は第8号ただし書に規定する承認（A型輸送物、B型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物に係るものに限る。）の有無及び同規則第18条の12又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条第1項若しくは第2項の特別措置の承認の有無について記載すること。
- 7 車両の速度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張人の配置等安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。
- 8 届出書の記載事項の変更による届出の場合に、変更の事由を記載すること。
- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名をすることができる。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1（第2条関係）

※整理番号	
※受理年月日	

放射性同位元素等運搬届出書

年 月 日

公安委員会 殿

許可届出使用者等の区分（注1）

住所

氏名（法人にあつては、その名称

及び代表者の氏名） 印

連絡担当者 電話番号

運 搬 日 時	年	月	日	時 刻	から	まで
出 発 地(注2)						
到 達 地(注2)						
輸 送 物	種類及び個数					
	放射性同位元素等の名称、数量及び重量					
委託者又は受託者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所（注3）						
運 搬 同 行 責 任 者 氏 名						
知識及び経験を有する者を同行する場合は、その氏名						
運 搬 経 路(注4)						
駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻						
放射性同位元素等種載車両及び運転者	自動車登録番号	最大種載量	種載重量及び輸送物個数	運転者氏名		

別記様式第1（第2条関係）

※整理番号	
※受理年月日	

放射性同位元素等運搬届出書

年 月 日

公安委員会 殿

許可届出使用者等の区分（注1）

住所

氏名（法人にあつては、その名称

及び代表者の氏名） 印

連絡担当者 電話番号

運 搬 日 時	年	月	日	時 刻	から	まで
出 発 地(注2)						
到 達 地(注2)						
輸 送 物	種類及び個数					
	放射性同位元素等の名称、数量及び重量					
委託者又は受託者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所（注3）						
運 搬 同 行 責 任 者 氏 名						
知識及び経験を有する者を同行する場合は、その氏名						
運 搬 経 路(注4)						
駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻						
放射性同位元素等種載車両及び運転者	自動車登録番号	最大種載量	種載重量及び輸送物個数	運転者氏名		

備考  
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第2（第3条関係）

放射性同位元素等運搬指示書

第 年 月 日

殿

公安委員会 印

放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第6項（法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、別記1の放射性同位元素等の運搬について、別記2のとおり指示する。

別記1

整理番号	
届出年月日	
運搬予定年月日	

別記2

指示事項	
------	--

別記様式第2（第3条関係）

放射性同位元素等運搬指示書

第 年 月 日

殿

公安委員会 印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条第6項の規定により、別記1の放射性同位元素等の運搬について、別記2のとおり指示する。

別記1

整理番号	
届出年月日	
運搬予定年月日	

別記2

指示事項	
------	--

## 附 則

### (施行期日)

1 この府令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第五条の規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

### (経過措置)

2 この府令の施行後に開始される特定放射性同位元素を含む放射性同位元素等の運搬についてこの府令の施行前にした改正前の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令第二条の規定による届出書の提出は、改正後の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（以下「新府令」という。）第二条の規定に基づいてしたもののみならず。

3 前項に規定する届出書の提出をした者は、この府令の施行後当該運搬が開始されるまでの間に、新府令別記様式第一の注6に規定する記載事項のうち当該届出書に記載されていないものを当該放射性同位元素等の発送地を管轄する都道府県公安委員会に申し出なければならない。